

情産 20-99
平成 20 年 6 月 2 日

経済産業省商務情報政策局
情報処理振興課長

八 尋 俊 英 殿

(社)情報サービス産業協会
会長 浜口 友一

平成 21 年度経済産業省情報関連政策に関する要望書

経済産業省の情報関連政策は、「IT 産業の競争力強化」「IT ユーザの競争力強化」「経済社会の IT 化の環境整備」を柱に立案される必要があると認識している。平成 20 年度の情報政策関連予算においても

- ・ IT による中小企業等の生産性向上
- ・ 国際競争力をリードする IT 産業・技術の創出
- ・ 暮らしと社会の IT 化の推進

の 3 つの分野に重点的に配分されており、評価できる内容である。

一方、情報サービス産業がわが国の基幹産業としての社会的使命と責任を果たしていくためには、次の 4 つの課題に対し、業界を挙げて対応していくことが必要であるとの認識を JISA の平成 20 年度事業計画で示した。

第一は「人材育成」であり、若い人材の確保や優秀な IT エンジニアの養成は最優先課題である。そのためには IT エンジニアの仕事の重要性とやり甲斐を社会にアピールし、その地位の向上と業界イメージの改善を図る必要がある。

中国やインドでは毎年日本の 10 倍以上に及ぶ IT 要員を輩出しており、国際競争力の観点ではアジア諸国の人材パワーが脅威になる現実を認識しなければならない。

第二は「ソフトウェアエンジニアリングの推進」であり、労働集約的な手法から抜け出し、業務・工程や品質の見える化を進め、情報システムの信頼性向上を実現しなければならない。

第三は「取引慣行の見直し」であり、従来のような予算が決まってから契約や業務内容を決めていくような取引慣行を見直し、工程別に責任分担を明確にし、信頼性や品質要件などの定義を契約にしっかりと盛り込んでいく必要がある。

最後は「グローバル化」であり、今までのように情報サービス産業が日本国内で独自の進化・発展を遂げてもグローバルスタンダードの観点からは最早通用しない。グローバル化に適切に対応するために世界に通用する製品の開発と積極的な国際協力を推進することにより国際競争力を強化する必要がある。

このような問題認識のもと、経済産業省の平成 21 年度情報関連政策の策定に当たり、政策の実効性を一層高めるために以下の要望を提出する。

なお、平成 20 年度の政策要望でもお願いしたとおり、IT ユーザの競争力強化に加え、情報サービス産業の構造変革や情報サービス取引の見える化を推進する実効性の高い政策立案が継続的に行われる必要がある。JISA としても、経済産業省との協力関係を更に強固なものとし、業界の高度化に資する情報関連政策となるよう引き続き協力したい。

【 要 望 事 項 】

1．平成 20 年度政策の柱である「IT による中小企業の生産性向上」の分野で、平成 20 年 3 月 18 日に公募が開始された「中小企業向け SaaS 活用基盤の整備」事業は、中小規模の企業に対し、IT 活用の底上げと経営力強化および公的 IT インフラの整備・普及を図ることを目的としている。

同事業では、会計や税務申告といった分野で共通的なアプリケーションサービスの提供が予定されている。受託ソフトウェア開発比率が高いわが国産業においてソフトウェアの再利用率を高めることは、ユーザに信頼性の高い IT サービスを安価に提供することに繋がり、業界としても期待の大きい事業である。

一方、「IT による中小企業の生産性向上」の観点からは、こうしたアプローチがさらに適用できる余地がいまだ多く残されている。例えば、中小企業の受発注業務においては、取引先毎に異なる事務手続や帳票使用が大きな負荷となっており、効率的な IT 投資の阻害要因となっている。

同事業をなお一層効果的なものとするためにも、このような IT を適用する以前の商慣習の標準化、共通化を主導する施策にも積極的に取り組まれるようお願いしたい。

2．平成 19 年 4 月に公表された「情報システム・モデル取引・契約書」（以下モデル契約書）は課題認識で提示した「取引慣行の見直し」を推進する上で、非常に重要な施策であり、IT ユーザへの普及が不可欠である。特に最大のユーザである政府が情報システムの調達において、自ら本モデル契約書を活用することが最大の普及に繋がることと認識し、導入のための環境整備に取り組んでいただきたい。

JISA においても、このモデル契約書に基づき、平成 6 年に作成した「ソフトウェア開発委託基本モデル契約書」を見直し、平成 20 年 5 月に公表したところであり、その普及と更なる改善に取り組む所存である。

3．「ソフトウェアエンジニアリングの推進」を図る観点から、公表された「情

報システムの信頼性向上に関するガイドライン」(平成18年6月公表、以下ガイドライン)及び「情報システムの信頼性向上に関する評価指標」(平成19年4月公表、以下評価指標)は、情報システムが本来保持すべき信頼性・安全性を確実に具備させることを目的に作成されたものである。

JISAではこの策定趣旨に賛同し、平成20年4月「信頼性向上のベストプラクティスを実現する管理指標調査報告書」を公表した。報告書では、ガイドライン等が示す「何をすべきか」に対して、業界各社の先進事例を調査し「どう管理するか」という具体的な管理指標を提示している。

これに基づき、ガイドライン、評価指標の改定を行うとともに、1項同様政府調達案件に適用し、普及を図る取組をお願いしたい。

なお、業界として情報システムの信頼性向上に向けて、より一層の取組強化を図ることはもちろんであるが、一方で複雑かつ巨大化した情報システムの不具合を完全に排除することは、その特性上技術的・経済的な面から限界がある。万が一システム停止が起きた場合のBCP(Business Continuity Plan)を用意するとともに情報システムの用途に応じた品質レベルの設定とこれに見合ったコストや工期の確保など、現実的な解決策を追求することも必要である。これらがITユーザの共通認識となるようJISAと連携した取組もお願いしたい。

4. 今後の政策展開では、「情報サービス産業のグローバル化と対応する人材の育成」に重点を置いた取組が必要と考える。

JISAでも、この点に関する取組不足を反省し、平成20年度の活動において、業界の取組課題を明らかにするとともに、政策課題についても整理し、平成22年度以降の政策要望では具体的な提案ができるよう準備を進める予定である。この取り組みに対する支援を是非お願いしたい。

以上